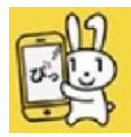


離婚に関するおもな手続き

マイナポータル
「ぴったりサービス」
からオンライン申請が
できます！










富山県電子申請サー
ビス「HARP（ハー
プ）」からオンライン
申請ができます！



各市民センターでも
手続きができます！
(※福光市民センターは
一部異なります)



下記に該当されますか？ 該当される手続きの□にチェックをお願いします。		手続き	必要なもの	オンライン 申請	担当
住所・ 戸籍	<input type="checkbox"/> すべての方	離婚届の提出	・離婚届 ・審判書謄本、確定証明書（裁判・調停離婚等の場合必要）		市民課 SC
	<input type="checkbox"/> 住所が変わる方	住所変更（転入・転出・転居）	転入・転出・転居のチェックシートも 確認してください！		
	<input type="checkbox"/> 前配偶者と同居中で、生計を別にしている方	世帯分離			
	<input type="checkbox"/> 姓が変わる方で、マイナンバーカードをお持ちの方	氏名変更	・マイナンバーカード		
	<input type="checkbox"/> →署名用電子証明書がついていた方	（必要な方）署名用電子証明書の再発行 （本人のみ手続き可能です）	・マイナンバーカード		
	<input type="checkbox"/> 姓が変わる方で旧姓の印鑑で印鑑登録をしている方	自動的に登録廃止になります 印鑑の再登録（希望者）	・印鑑登録証 ・新しい姓の印鑑		
	<input type="checkbox"/> 離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい場合	離婚の際に称していた氏を称する届 （戸籍法77条の2の届）			
<input type="checkbox"/> お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子縁届など	※受付窓口でご相談ください			
保険 年金	<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入中で、姓や世帯構成などが変更になる方	国保資格異動 健康保険の資格確認書、資格情報のお知らせの交付	・変更前の健康保険の資格確認書や 限度額認定証等		
	<input type="checkbox"/> 前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 国民年金の加入（20歳から60歳未満の方）※必要な方 保険料免除・納付猶予の申請	・前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失連絡票		
こども	<input type="checkbox"/> 姓が変わる方で、児童手当や特別児童扶養手当をそのまま受給される方	振込口座（名義）変更	・名義変更後の振込先口座が分かるもの		こども課 SC
	<input type="checkbox"/> 児童手当を受給していて、受給者が変わる方（0歳～高校生世代のお子さんがいる方）	児童手当の受給者変更 （認定請求、消滅届） ※新たに認定請求する方が公務員の場合は、勤務先で手続きしてください	・受給者とお子さんのマイナンバーの分かるもの ・新受給者の保険情報が分かるもの ・新受給者の振込先口座が分かるもの		
	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童手当の受給者変更 （認定請求、消滅届） 振込口座の変更	※詳しくは こども課（0763-23-2010）へ お問い合わせください		
	<input type="checkbox"/> 保育園に入園しているお子さんがいる方	氏名変更など	（保育園に提出）		
	<input type="checkbox"/>	転園・入園手続き	※こども課または受付窓口でご相談ください		
	<input type="checkbox"/> こども医療費受給資格をお持ちの方（0歳～高校生世代のお子さんがいる方）	こども医療費助成の受給者証の変更 保護者変更	・変更後の保護者の口座の分かるもの ・お子さんの保険情報の分かるもの ・保護者とお子さんのマイナンバーの分かるもの		
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等のご相談	児童扶養手当の申請 こども医療費助成の資格喪失	※詳しくは こども課（0763-23-2010）へ お問い合わせください		
<input type="checkbox"/> 小学生・中学生のお子さん	氏名変更など	（学校に届出）		教育総務課	
<input type="checkbox"/>	転校手続き	※教育総務課または受付窓口でご相談ください			

下記に該当されますか？ 該当される手続きの□にチェックをお願いします。		手続き	必要なもの	オンライン 申請	担当
介護	<input type="checkbox"/> 姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険被保険者証等の氏名変更	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険被保険者証(お持ちの方) 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証 		地域包括ケア課・ふくし総合窓口 
障がい	<input type="checkbox"/> 姓が変わる方で、障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名等の変更	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 		福祉課 
	<input type="checkbox"/> 姓、または健康保険が変わる方で自立支援医療受給者証をお持ちの方	受給者証の氏名等の変更	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療受給者証 		
	<input type="checkbox"/> 重度心身障がい者等医療費受給資格をお持ちの方	受給者証の氏名等の変更	<ul style="list-style-type: none"> 重度心身障がい者等医療費受給者証 		
その他	<input type="checkbox"/> 上下水道の使用者の名義が変わる方	使用者名義変更		 	上下水道課 
	<input type="checkbox"/> 税・保険料などの口座を変更する方	口座振替の変更	<ul style="list-style-type: none"> 取扱金融機関に「南砺市預金口座振替依頼書」をご提出ください 		会計課
	<input type="checkbox"/> 市営住宅に入居している方	市営住宅使用者氏名変更届 ※入居者の異動が伴う場合は、都市整備課住宅政策係(0763-23-2021)に事前にご相談ください	<ul style="list-style-type: none"> 入居者全員の所得の分かるもの 入居者全員のマイナンバーの分かるもの 実印 		都市整備課
	<input type="checkbox"/> なんバス定期乗車券、シルバーパスをお持ちの方で姓が変わる方	なんバス乗車券の氏名変更	<ul style="list-style-type: none"> なんバス定期乗車券、シルバーパス 		未来創造課 
	<input type="checkbox"/> 犬を飼っている方で姓が変わる方	犬の飼い主の氏名変更	なし		市民協働課 



南砺市役所

住所：南砺市荒木1550番地
電話番号：0763-23-2003（代表）

窓口受付時間：9時～16時
（土曜・日曜・祝日、国民の休日、12/29～1/3はお休みです）

関連部署

- 市民課・こども課・ふくし総合窓口・会計課（南砺市役所 本館1階）
- 都市整備課・市民協働課・上下水道課（南砺市役所 本館2階）
- 未来創造課（南砺市役所 本館3階）
- 教育総務課（南砺市役所 別館4階）
- 福祉課・地域包括ケア課（南砺市北川166-1 南砺市地域包括ケアセンター内）

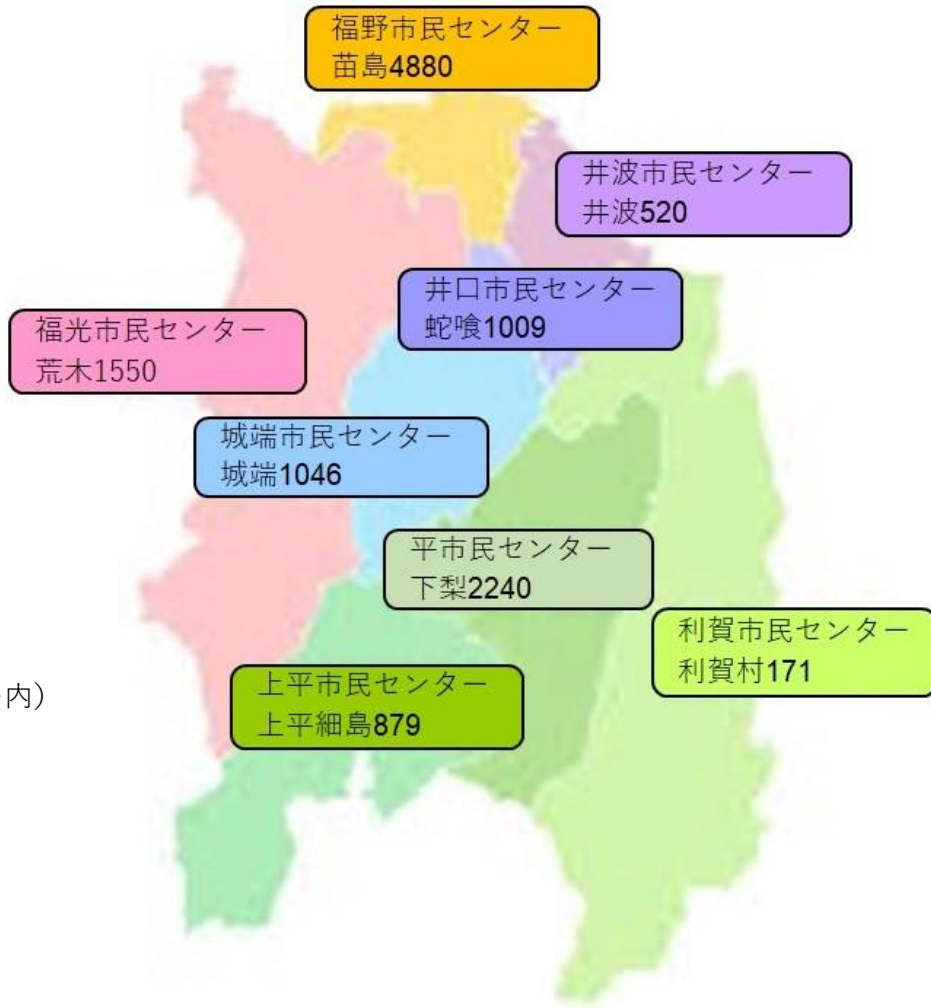
南砺市公式ホームページ
<http://www.city.nanto.toyama.jp>



南砺市子育てガイドブック「すこやか」南砺市で子育てされる方を応援する様々な情報を公開しています！



市公式LINEではごみの出し方、水道の手続きなど、暮らしに役立つ情報をお届けしています。

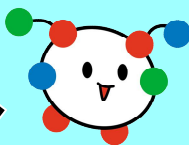


2026.4.1版

手続チェックシート

離婚

離婚届を提出される方へ



離婚届

《届出に必要なもの》

〈協議離婚〉

- ・全国共通の届出用紙
- ・夫婦双方の署名
- ・証人（成年二人）の署名

〈調停（裁判）離婚〉

- ・全国共通の届出用紙（相手方の署名は不要）
- ・審判書謄本と確定通知書または調定調書謄本

※当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停（裁判）離婚」があります。

※未成年のお子さんがあるときは、親権者を定めるか裁判所へ申立てが必要です。

※調停（裁判）離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に届出をしてください。

関連する手続きは内側にあります。

必要書類がそろわないときは、後日改めてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください。

本人確認書類

手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で本人確認できるもの

〈官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの〉



マイナンバーカード 運転免許証

そのほか

- ・在留カード ・障害者手帳 ・パスポート
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、資格証など

確認に2点が必要なもの

- ・健康保険の資格確認書
- ・介護保険証
- ・医療受給者証
- ・年金手帳 ・年金証書
- ・学生証、社員証（顔写真付き）など

代理人が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうかは、対象者との関係や委任状等により確認させていただきます。手続きの種類によっては、代理人不可のものがあります。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。